

別表第1（第2条、第3条関係）

卸売業、小売業、飲食サービス業	卸売業 繊維・衣服等、食料・飲料、寝具類 等
	小売業 衣類・身の回り品、食料品、書籍雑誌、新聞、スポーツ用品、医薬品・化粧品、自動車、家具、燃料 等
	飲食サービス業 飲食店 等
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯業、理容業、美容業、リラクゼーション業、旅行業、パチンコ業 等
建設業	土木、建築、大工、左官、内装、塗装、電気、屋根、給排水工事 等 但し、令和2・3年度中、100万円以上の公共工事を受注した又は受注している事業者は除く

別表第2（第2条、第3条、第4条関係）

製造業	畜産食料品、水産食料品、農産保存食料品、酒類、繊維品、家具、建具、木製品、紙製品、畳、有機化学工業、醗酵工業 等
運輸業	一般乗用旅客自動車運送業、一般貨物自動車運送業

別表第3（第2条、第3条関係）

飲食サービス業	通常営業（月20日以上）で午後7時を超えて営業しており、かつ、酒類の提供を行う事業者
運転代行業	自動車運転代行業
小売業	酒類販売専業

別表第4（第2条、第3条、第4条関係）

宿泊業、飲食サービス業	旅館、ホテル、50人以上を収容する宴会場を営業する飲食店
生活関連サービス業	観光業